

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならぬ。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正(以下消除した住民票を「除票」という。) ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及びマイナンバーカードの交付 ⑩住民からの請求に基づく個人番号の変更及び職権による修正 ⑪マイナンバーカード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及びマイナンバーカードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カードによる特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">住民記録システム(以下「既存住基システム」という。)庁内連携基盤中間サーバーコネクタ住民基本台帳ネットワークシステム(※)証明書発行関連システム中間サーバー窓口支援システムマイナンバーカード交付予約管理システムサービス検索・電子申請機能 <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市市民生活部市民課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-9787
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	[十分である]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

以下の大策を講じていることから、対策は十分であると判断する。
 ・届出書の受理に際しては、本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を住民記録システムで確認し、確認対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。
 ・届出書には、住民基本台帳の管理に必要な情報を記載する項目を設けており、不必要的情報を入手（入力）されることはない。
 ・住民記録に関する情報は、原則、本人からの届出に従っており、また他市町村や他機関からの通知についても即時に対応する運用を義務づけている。
 ・業務終了後に、入力した住民票情報と異動届を比較し、過不足がないことを確認している。
 ・住民記録に関する各届出においては、本人あるいは、代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、本人あるいは代理人の本人確認を行うこととしている。
 ・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。
 ・個人番号は、原則、住民票の写し、記載事項証明書以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。
 ・住民票の記載等、特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。
 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、旭川市情報セキュリティポリシーに準ずる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
-------	---	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I－1. ②	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正(以下消除した住民票を「除票」という。)	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和1年6月24日	I－1. ③	証明書自動交付システム	証明書発行関連システム	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和1年6月24日	I－3.	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和1年6月24日	I－4. ②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項)	(情報提供の根拠) :番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項)	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和1年6月24日	I－5. ②	市民課長 東峰 隆	市民課長	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和1年6月24日	II－1. 、II－2.	平成27年3月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和1年6月24日	IV	記述無し	※様式変更に伴う記述追加	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和5年12月29日	II－1. 、II－2.	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月29日	I-1. ②後段	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カードによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	法改正
令和5年12月29日	I-1. ③前段	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. CSコネクタ 3. 中間サーバコネクタ 4. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 5. 証明書発行関連システム 6. 中間サーバ</p>	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. CSコネクタ 3. 中間サーバコネクタ 4. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 5. 証明書発行関連システム 6. 中間サーバ 7. 窓口支援システム(予定) 8. 個人番号カード交付・予約管理システム(予定)</p>	事前	システムの追加
令和5年12月29日	I-4. ②	(情報提供の根拠) : 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項)	(情報提供の根拠) : 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項)	事後	法改正
令和5年12月29日	I-1③2	CSコネクタ	庁内連携基盤	事後	システム更新
令和5年12月29日	I-1③2	(削除)	(予定の削除)	事後	システム更新
令和5年12月29日	I-7	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101	〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166-25-9101	事後	組織改正 庁舎移転

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月29日	I 8	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民課 0166-25-6204	〒070-8525 旭川市7条通9丁目 市民生活部 市民課 0166-25-9787	事後	庁舎移転
令和7年12月1日	I -1 ②事務の概要	(略) ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) ⑨個人番号の通知及びマイナンバーカードの交付 ⑩住民からの請求に基づく個人番号の変更及び職権による修正 ⑪マイナンバーカード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及びマイナンバーカードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	軽微な修正 (法改正等)
令和7年12月1日	I -1 ③システム名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 庁内連携基盤 3. 中間サーバーコネクタ 4. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 5. 証明書発行関連システム 6. 中間サーバー 7. 窓口支援システム 8. 個人番号カード交付・予約管理システム (略)	1. 住民記録システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 庁内連携基盤 3. 中間サーバーコネクタ 4. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 5. 証明書発行関連システム 6. 中間サーバー 7. 窓口支援システム 8. マイナンバーカード交付予約管理システム 9. サービス検索・電子申請機能 (略)	事後	軽微な修正 (全項目評価書との記載の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-4-②	<p>(情報提供の根拠) :番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 119, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	軽微な修正 (法改正)
令和7年12月1日	I-7	〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 (総合庁舎3階) 0166-25-6012	事後	他課と表現の統一
令和7年12月1日	I-8	〒070-8525 旭川市7条通9丁目 市民生活部 市民課 0166-25-9787	旭川市市民生活部市民課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 (総合庁舎2階) 0166-25-9787	事後	他課と表現の統一
令和7年12月1日	II-1	令和5年12月29日時点	令和7年4月1日時点	事後	軽微な修正
令和7年12月1日	II-2	令和5年12月29日時点	令和7年4月1日時点	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV-8	-	<p>十分である。</p> <p>以下の対策を講じていることから、対策は十分であると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては、本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を住民登録システムで確認し、確認対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・届出書には、住民基本台帳の管理に必要な情報のみを記載する項目を設けており、不要な情報を入手(入力)されることはない。 ・住民登録に関する情報は、原則、本人からの届出に従っており、また他市町村や他機関からの通知についても即時で対応する運用を義務づけている。 ・業務終了後に、入力した住民票情報と異動届を比較し、過不足がないことを確認している。 ・住民登録に関する各届出においては、本人あるいは、代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、本人あるいは代理人の本人確認を行うこととしている。 ・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・個人番号は、原則、住民票の写し、記載事項証明書以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。 ・住民票の記載等、特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、旭川市情報セキュリティポリシーに準ずる。 	事前	<p>軽微な修正。</p> <p>(令和6年10月18日様式改正により新設された項目であるが、人手が介在するリスクについては、全項目評価と合わせて見直したものとした)</p>
令和7年12月1日	共通	特に力を入れている／特に力を入れて行っている	十分である／十分に行っている	事後	<p>軽微な修正</p> <p>(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)</p>
令和7年12月1日	IV-9	[○]自己点検[]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[○]内部監査[○]外部監査	事後	軽微な修正(実態に合わせた変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV-11	-	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	軽微な修正。 (令和6年10月18日様式改正により新設された項目である)
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正